

『2017年版 司法試験・予備試験 完全整理択一六法 行政法』
お詫びと訂正

以下の箇所にご迷惑がございました。お詫びして訂正いたします。

2017年6月8日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
307	上から6行目	……定期空港運送事業免許	……定期 航空 運送事業免許	2017.06.06
388	下から14行目	……道70条に基づく損失補	……道 路法 70条に基づく損失補	2017.04.24
277	上から13行目	……国家を斉唱する義務… …	…… 国歌 を斉唱する義務… …	2017.04.20
55	上から6行目	Xは、酒税販売免許の申請 ……	Xは、酒 類 販売 業 の免許の 申請……	2017.04.07
36	下から6行目	ex. 原子力設置の許可があつた後で……	ex. 原子 炉 設置の許可があつた後で……	2017.04.06
151	下から2行目	……努力義務を課している (26)。	……努力義務を課している (25) 。	2017.01.03
118	下から2行目	行政不服審査法に基づく審査請求をすることができない(27)。 ∴ 聴聞手続によって、手続保障があるといえる	行政不服審査法に基づく審査請求をすることが できる (27参照) 。 ∴ 聴聞手続 を経たとしても、審査請求により結論が変わる可能性がある	2016.09.07
25	下から6行目	3 裁量基準 <司 <司23 司26 司27	3 裁量基準 <司 <司23 司26 司27 司28 予28	2016.08.19
56	上から5行目	(b) 裁量基準に従わない処分	(b) 裁量基準に従わない処分 <司28 予28	2016.08.19
61	下から6行目	三 違法性の承継	三 違法性の承継 < 司28	2016.08.19
62	下から17行目	(最判平21.12.17・百選87事件) <共	(最判平21.12.17・百選87事件) <共 < 司28	2016.08.19
112	下から3行目	四 理由の提示(14) <司20 予24	四 理由の提示(14) <司20 予24 予28	2016.08.19

284	下から 6 行目	第 9 条 (原告適格) <司> <司 21 司 23 予 25>	第 9 条 (原告適格) <司> <司 21 司 23 司 28 予 25>	2016. 08. 19
298	上から 12 行目	四 狭義の訴えの利益 (訴えの客観的利益) <司 21>	四 狭義の訴えの利益 (訴えの客観的利益) <司 21 予 28>	2016. 08. 19